

公 表 第 2 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成23年 2月25日

久留米市監査委員	島 原 修 一
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	八 尋 義 伸
久留米市監査委員	本 村 英 幸

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象及び期間

対象部局等	課等内訳	期間
文化観光部	総務、市民文化振興課、観光振興課、 国際化推進室、生涯学習推進課、文化財保護課、 体育スポーツ課、中央図書館、視聴覚ライブラリー	平成22年12月20日 ～平成23年1月31日

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成22年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、旅費、食糧費、時間外勤務手当、自動車借上料、賃金、補助金、契約事務等を重点項目として実施するとともに、近年、公正で能率的な行政の確保に対する社会的な関心が一段と高まってきている中、行政の組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、その「経済性、効率性及び有効性」の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

事務監査

〔文化観光部〕

- 1 所管する財団法人が行う事業に対する補助金の交付対象の中には、同じ助成金でありながら、年度によって申請状況で一人当たりの助成額が異なるなど、事業の明確性や公平性の観点から、制度運営等に疑問が残るものがある。当該法人が独自要綱に基づいて行っている助成事業ではあるが、市が補助金の交付対象とするからには、助成事業のあり方について必要な指導を行うとともに、補助金の運用状況についても的確に把握し、補助金等交付事務の適正性が明確になるよう改善を図られたい。
- 2 貸出図書の未返却者への対応について、督促を段階的に実施し、なお返却がない者には、貸出停止をすることで終了としているが、財産保全の観点からは何ら補てんがなされておらず、何らかの対策を講じる必要があると思われるので、他市の事例を含め、有効な対策について検討されたい。
- 3 当部が事務局となっている任意団体の次年度繰越金増加への対応について、改善の取組は行われているが、依然として繰越金が増加傾向にあるので、積立額を含め、全体的な収支の適正化が図られるよう予算編成や事業のあり方等について検討されたい。

財務監査

〔時間外勤務手当支給事務〕

時間外勤務手当について、支給率を誤って算定したことにより、正当額よりも多く支給しているものがある。《戻入済》（文化観光部）

〔契約事務〕

- 1 協定書に相手側の代表者印が押印されていないものがある。（文化観光部）
- 2 業務内容を明記した仕様書が、請書と一体化されていないものがある。（文化観光部）
- 3 契約書において、十分な認識がなされないまま、瑕疵担保責任の要件の期間を、民法で規定されている存続期間よりも短くしているなど、久留米市にとって不利な内容となっているものがある。（文化観光部）